

香川県相談支援専門員等の安全確保に係る費用補助金に関するQ & A

	問い合わせ	回答
交付対象について		
1	対象となる利用者は、強度行動障害のある方に限られますか。	いいえ。対象となる利用者について、特定の要件はありません。本来、相談支援専門員や居宅介護従事者等は、利用者の意向を確認し、利用者やその家族との信頼関係を築き、自治体職員等と連携しながら、支援を行うことが求められます。しかし、関係の構築や支援環境の整備に努めてもなお、暴力行為等支援困難なケースを想定しています。
2	訪問先に施設は含まれますか。	含まれません。今回は利用者のお宅（支援者がいないケース）での支援を補助対象としているため、施設は対象外となります。
3	同行援護が対象サービスに含まれないのはなぜですか。	利用者宅での支援を補助対象としており、外出先での提供を想定しているサービスは対象外となるためです。 同行援護の際、利用者宅での支援を行う場合は居宅介護に切り替わるため、居宅介護の交付申請をしてください。
4	行動援護を提供している事業所です。訪問者と同行者の2人で利用者宅を訪問し、外出にあたっての着替えの介助をしました。その後外出しましたが、外出時には同行者はいませんでした。この場合も補助金の交付対象になりますか。	交付対象となります。 利用者宅での支援を目的として訪問する際に、同行者がいることで安全確保を図っているためです。ただし、行動援護でも、外出先のみでのサービス提供の場合には、交付対象外となります。
5	同一法人で相談支援事業所と居宅介護事業所を運営しています。 当法人の相談支援事業所を利用するAさんについて、Aさんを担当する相談支援専門員と当法人の居宅介護事業所でAさんを担当する居宅介護従事者が一緒にAさん宅を訪問する場合、補助金の交付対象になりますか。	交付対象となりません。 香川県相談支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要綱第2条第6号により、補助対象となる同行者とは、訪問者とともに利用者宅等を訪問する者であって、利用者等の暴力行為等に対応することにより訪問者の安全を確保することを主たる目的として同行する者とされており、Aさんの居宅介護を担当する居宅介護従事者は、居宅介護の提供を主たる目的としているため、同行者とみなされません。
6	相談支援事業所において、利用者Aさんに対して複数訪問によ	(1) 11月と2月の訪問については交付対象となります。

	り相談支援専門員の安全確保を図りたいと考えていますが、スタッフが不足しており、同行訪問するための人員を毎月確保することが難しいです。 相談支援専門員は令和8年11月から令和9年2月まで毎月1回Aさん宅を訪問します。 (1) 11月と2月だけは同行スタッフを確保できそうです。10月と1月は介護支援専門員が1人で訪問します。この場合でも、補助金の交付対象になりますか。 (2) 11月・12月・1月の3回は自治体の保健師と一緒に訪問する予定です。2月は相談支援専門員が1人で訪問します。この場合でも、補助金の交付対象になりますか。	10月と1月の訪問については交付対象となりません。 (2) 同行する人が自治体の保健師である場合は、交付対象外となります。 香川県相談支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要綱第4条第2号により「同行者が国又は地方公共団体の職員ではないこと」が補助対象事業の要件になっているため、この場合は、すべての月において、交付対象外となります。
7	居宅介護を提供している事業所です。 利用者Aさんについては暴言・介護拒否等があり、1人での支援が困難であることから、職員の安全確保のため居宅介護従事者2名で訪問しています。ただし、居宅介護従業者2名による支援について、ご本人・ご家族の同意が得られず、2人の居宅介護従事者による居宅介護に係る報酬を算定できていません。この場合、補助金の交付対象となりますか。	交付対象となります。 香川県相談支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要綱第2条第6号により、居宅介護に係る報酬を算定していない場合は、補助金の交付対象となります。
8	居宅介護を提供している事業所です。 補助上限について、複数訪問を行う利用者さん1名につき4回/月となりますか。または、1事業所につき4回/月となりますか。	利用者1名につき4回/月となります。
9	補助金の交付申請時には、該当する利用者さんがいませんでしたが、○月からの新規利用者に複数名訪問を行う必要がある方がいます。 申請期間を過ぎていますが、追加で補助金を申請することは可能ですか。	香川県健康福祉部障害福祉課まで個別にお問い合わせください。 予算の執行状況（予算上限に達していない場合）等に応じ、追加で交付申請を受け付ける場合があります。なお、サービス等種別ごとにお問い合わせ先が異なりますので、御注意ください。 ●相談支援 →地域生活支援グループ（087-832-3292） ●居宅介護、重度訪問介護、行動援護

		→施設福祉・就労支援グループ（０８７－８３２－３２９３）
市町長同意書について		
1	市町長同意書を書いてもらうためには、市役所・町役場のどこに問い合わせをすればいいですか。	市町の窓口は、香川県ホームページ（ページ ID：64120）に掲載している一覧表のとおりですので、御確認ください。
2	香川県A市で相談支援事業所を運営している法人です。当法人の相談支援事業所を利用するBさんは香川県C町に在住している方です。この場合、市町長同意書はA市とC町どちらに書いてもらえばいいですか。	C町長の市町長同意書（様式第1－3号）が必要です。 香川県相談支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要綱第4条第1号に「利用者等による暴力行為等から訪問者及び同行者の安全を確保するため、複数訪問が必要であると、利用者の居住地の市町長が認めていること」と規定しているためです。
交付申請書の提出方法について		
1	同一法人で相談支援事業所と居宅介護事業所を運営しています。 当法人の相談支援事業所を利用するAさんについて、Aさんを担当する相談支援専門員と当法人の居宅介護事業所でAさんを担当する居宅介護従事者が <u>別の日に</u> Aさん宅を訪問しており、どちらにも、当法人の事務職員が、安全確保を目的として同行します。この場合、交付申請書はそれぞれで提出するということですか。	はい、そのとおりです。相談支援事業所と居宅介護事業所のそれぞれで交付申請書をご提出ください。
2	香川県電子申請システムで交付申請書を提出するとき、エクセルで作った書類をPDFに変換して提出してもいいですか。	いいえ、県がエクセルで用意している様式はすべてPDFに変換せず、エクセルのまま提出してください。 県が書類の審査と集計を行うために、エクセルのデータが必要であるためです。
3	香川県電子申請届出システムで交付申請書を提出するとき、交付申請書のデータ（エクセル）をアップロードすることができません。	交付申請書のデータ（エクセル）の拡張子が「.xls」になっている可能性があります。データ（エクセル）の拡張子を「.xlsx」に変更のうえ、提出してください。
変更交付申請について		
1	相談支援事業所において、利用者Aさんの父が暴力行為等を行う危険性があるため、訪問者Bさん（相談支援専門員）と同行者	この場合、変更承認申請書（様式第3号）の提出は不要です。 同じ相談支援事業所のなかで利用者の担当相談支援専門員を交

	Cさん（事務員）の複数訪問に係る交付決定を受けています。交付決定後に事情が変わり、Aさんを担当する相談支援専門員をBさんからDさんに交代することになりました。BさんもDさんも同じ相談支援事業所の職員です。この場合、変更承認申請書の提出は必要ですか。	代する場合は、補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更であると考えられるため、変更承認申請書（様式第3号）の提出を不要とするものです。
2	相談支援事業所において、利用者の父（キーパーソン）が暴力行為等を行う危険性があるとして、交付決定を受けています。 （1）利用者さんとの契約を解除することになりました。 （2）利用者さんが亡くなりました。 （3）キーパーソンが変わったため、利用者の父と対面することがなくなり、複数訪問の必要がなくなりました。 このような場合に、変更承認申請書（様式第3号）の提出は必要ですか。	（1）～（3）のすべての場合において、変更承認申請書（様式第3号）の提出が必要です。
3	居宅介護事業所において、利用者宅に訪問する居宅介護従事者をAさん、同行する者をCさん（事務員）として交付決定を受けています。 （1）人事異動により、当該利用者を担当する居宅介護従事者がAさんからBさんに交代することになりました。BさんもAさんと同じ居宅介護従事者ですが、変更承認申請書（様式第3号）の提出は必要ですか。 （2）人事異動により、同行者をCさんからDさんに変更することになりました。DさんもCさんと同じ事務員ですが、変更承認申請書（様式第3号）の提出は必要ですか。 （3）訪問日当日に、急きょ同行者のCさんの体調が悪くなり、Cさんとは職種の違う別の職員が同行しました。この場合、変	（1） この場合、変更承認申請書（様式第3号）の提出は不要です。訪問者と同行者の両方の方の職種が変わらない場合は、補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更であると考えられるため、変更承認申請書（様式第3号）の提出を不要とするものです。 （2） この場合、変更承認申請書（様式第3号）の提出は不要です。理由は（1）のとおりです。 （3） やむを得ない事情がある場合、事後の変更承認申請を受け付ける場合がありますので、速やかに、香川県障害福祉課ま

	更承認申請書の提出が必要だと思いますが、事前に提出する時間がなかったので、事後に提出してもいいですか。	で個別にお問い合わせください。
4	居宅介護事業所において、居宅介護従事者をAさん、同行する者をCさんとして交付決定通知を受けています。 (1) Cさんは事務員です。Cさんの都合がつかなくなったので、同行者をDさんに変更したいと思います。Dさんは居宅介護従事者です。この場合、変更承認申請書の提出は必要ですか。 (2) Cさんは訪問介護員です。交付決定を受けた後に事情が変わり、利用者さんの同意を得られたため、来月からは2人の居宅介護従事者による報酬を算定する予定です。この場合、変更承認申請書の提出は必要ですか。	(1) 訪問者か同行者のいずれかの方の職種が変わる場合は、変更承認申請書（様式第3号）の提出が必要です。なお、AさんとDさんの2人の居宅介護従事者による居宅介護に係る報酬を算定する場合は、香川県相談支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要綱第2条第6号ロ i）の規定により、本補助金の交付対象外となりますので御注意ください。 (2) この場合、変更承認申請書（様式第3号）の提出が必要です。2人の居宅介護従事者による報酬を算定する訪問日に係る補助金額を減額して申請してください。
5	補助金の交付申請時には、該当する利用者さん1名で申請していましたが、○月からの新規利用者に複数名訪問を行う必要がある方がいます。 変更承認申請書（様式第3号）を提出すれば、増額は可能ですか。	香川県障害福祉課まで個別にお問い合わせください。予算の執行状況（予算上限に達していない場合）等に応じ、追加で交付申請を受け付ける場合があります。なお、サービス等種別ごとにお問い合わせ先が異なりますので、御注意ください。 ●相談支援 →地域生活支援グループ（087-832-3292） ●居宅介護、重度訪問介護、行動援護 →施設福祉・就労支援グループ（087-832-3293）
実績報告について		
1	香川県相談支援専門員等の安全確保に係る費用補助金交付要綱第12条第2号に「同行者が複数訪問を行ったことが分かる書類（これと同等であると知事が認めるものを含む）」とあります	詳細は、令和9年1月をめどに追ってお知らせする予定ですのでお待ちください。なお、現段階で想定している書類の例は以下のとおりです。

	が、これは具体的にどのような書類ですか。	●相談支援 支援経過記録のうち、訪問月に行った複数訪問の内容（同行者名及び提供場所を含む）が明記されているもの。 ●居宅介護、重度訪問介護、行動援護 ①複数名でのサービス提供の実績（提供日、提供場所、従業者名、同行者名、提供時間及び提供内容等）が確認できるサービス提供記録等の写し ②当該利用者に係る当該サービス提供月分の介護給付費明細書の写し
--	-----------------------------	---